

都市計画法による開発許可の基準、
横浜市開発事業の調整等に関する条例の同意基準、
宅地造成技術基準及び宅地造成等規制法施行細則
の一部改定・改正について

都市計画法による開発許可の排水施設に関する基準、横浜市開発事業の調整等に関する条例の同意の基準（遊水池等）、宅地造成技術基準（排水施設の構造）及び宅地造成等規制法施行細則（排水施設の構造）について、近年の社会情勢の変動や環境変化への対応を図るため、一部改定・改正しました。

改定・改正の内容は、以下のとおりです。

◆ 改定及び改正基準等の概要

1 都市計画法による開発許可の排水施設に関する基準及び横浜市開発事業の調整等に関する条例の同意の基準（遊水池等）

人口減少社会の到来による汚水量の見直しや局地的な大雨の増加などに対応するため、開発区域内の計画汚水量の算定及び計画雨水量の算定基準を改定しました。

2 宅地造成技術基準及び宅地造成等規制法施行細則

排水施設の構造について、最大計画雨水流出量の算定式を改定・改正しました。

◆ 施行日：平成25年2月1日

◆ 経過措置：各基準の経過措置を確認願います。